

| 総務くらし建設委員会会議録            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開 会 日                    | 令和4年9月5日（月）午前9時30分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 閉 会 日                    | 令和4年9月5日（月）午前11時35分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 場 所                      | 長久手市役所本庁舎 2階 委員会室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 出席委員                     | 委 員 長 山田けんたろう<br>副委員長 伊藤真規子<br>委 員 石じまきよし 伊藤祐司 大島令子<br>ささせ順子   なかじま和代 野村ひろし<br>山田かずひこ                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 欠席委員                     | な し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 欠 員                      | な し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 会議事件<br>のため出席した者の<br>職氏名 | 市長 吉田一平<br>市長公室長 日比野裕行<br>次長（企画政策・人事担当） 浅井俊光<br>人事課長 正林直己<br>課長補佐 吉田菜穂子<br>人事係長 宮下直幸<br>総務部長 加藤英之<br>次長（行政、財政担当） 福岡隆也<br>行政課長 若杉雅弥<br>課長補佐 水草 純<br>庶務係長 佐藤雄亮<br>財政課長 井上隆雄<br>課長補佐 浅井紳一郎<br>財政係長 寺島卓哉<br>くらし文化部長 門前 健<br>次長（安心安全・環境担当） 嵯峨 剛<br>安心安全課長 久保田直也<br>課長補佐 伊藤弘憲<br>交通防犯係長 水野高志<br>建設部長 水野 泰<br>次長 矢野克明<br>都市計画課長 吉田 学<br>課長補佐 山崎暢之 |

|                        |                                            |
|------------------------|--------------------------------------------|
|                        | 建築係長<br>日置桂敬<br><br>陳情者<br>計 25 人          |
| 職務のため<br>出席した者<br>の職氏名 | 議長<br>川合保生<br>議会事務局長<br>横地賢一<br>書記<br>浅井良和 |
| 会 議 録                  | 別紙のとおり                                     |

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

## 陳情第2号 平成25年に始まる「古民家移築問題」に関する陳情

委員長 陳情者から趣旨説明の申し出があったので発言を許可する。

陳情者 平成25年度の歴史的建築物調査会代表者杉野氏に21万円、平成28年度には株式会社中島工務店に古民家移設調査業務委託として約160万円を支払っている。

平成30年2月21日の市議会本会議において、平成30年度施政方針として「本市の貴重な文化財の保護のため、江戸時代後期の建築とされる古民家を保存し、国登録有形文化財の登録を目指します。平成30年度は、国への登録申請を進めるとともに、緊急修繕的な補修工事を実施します。」との発言があった。同じく平成30年に当該土地の使用貸借契約書が結ばれた。高額な費用がかかるため現地保存とし、修繕費約1,171万円の予算を計上して整備することとした。

平成30年6月21日の本会議において、執行部は「古民家は、文化財としての価値を損なわないよう、詳細な調査を実施いたしまして、専門家の御意見を取り入れながら古民家の保存状態を正確に把握するとともに、将来的な修繕方針を確定し、修繕する必要がある」と答弁された。

令和元年6月17日の本会議において「いろいろめくってみますと、中の構造は相当ひどいものになっておりますし、屋根の構造もかなり傷んでおります。そういったものをとりあえず、これ以上悪くならないために手を加えていくというのが現状でございます。したがって、物が一つ一つわかってまいりますと、方針だとか、考え方が少しずつ変わってくる可能性もございます。それから土地所有の問題もございますので、複雑に絡んでおりますので、今事務局のほうにどうするどうするというふうに質問されても、正確な正しいお答えができません。したがって、今後の経過の中で専門家の知見をかりながら、目指すは国の登録有形文化財として残置する方法と、そこで活用する方法が市民のために公益性が果たせるような内容でいきたいという思いがございますので、その2点をきっちりとベースに置きながら、かつ経費的にも皆さんに御納得いただけるような経費の中で運営できるような着地点を見出していきたいというふうに思っていますので、この範囲内で我々は検討を進めていきたいと思っておりますので、変化点ができた段階では、議員の皆さんを初めとして関係者にこの辺を情報公開をしながら、考え方の変化がございましたら御判断をいただく機会が来るというふうに思っております。

す」と答弁された。

令和2年2月21日の本会議において「歴史民俗体験施設として整備するという方針に内部で検討した結果、決めさせていただいております」と答弁された。

令和元年9月11日付けの総務くらし建設委員会の要望書には「この建物が明治時代に現在地へ移築された時やその後の改修において新たな部材が使用された可能性があり、「長久手市最古」という位置づけで歴史的価値のある建物とすることがふさわしいか疑問がある。また、家屋の著しい老朽化のほか周辺道路、敷地、配置等の立地条件があたえる利用方法に多くの問題が想定され、現在地での保存活用に至る疑問を感じるところである。特に借地であることは、投資効果の点から極めて不安定な要素であり、長期にわたる保存活用への疑問視、事業効果の稀薄性に対する懸念の意見が多数ある。古民家は現在地での保存活用を進めるのではなく、デジタルアーカイブによる記録保存としその記録の公開、古戦場公園再整備案での部材の一部を再利用した資料館の建築などの再検討を進めることが肝要であり、調査等の作業内容を根本的に見直し、厳しい財政状況の下、身の丈に合った事業とすることを求める。」との記載がある。

令和2年6月8日の総務くらし建設委員会において「令和元年度に古民家補修等工事（919万4,040円）と古民家詳細調査業務（258万5,000円）を行った。なお、当初、古民家を文化財として、現地で保存することとしていたが、登録時と同じ建物を復元する必要がある、多額の費用が必要となるため、国登録有形文化財の申請をしないこととした。」と答弁された。

令和2年8月24日の文化財保護審査会において委員の「文化庁の調査官は、古民家の国登録有形文化財登録についてどのように仰っていましたか。」との問いに対し、「登録の可能性はあると回答をいただいています。」と事務局は答弁している。

令和3年9月24日の予算決算委員会において「歴史民俗体験施設整備事業は、予算はないがワークショップを実施してイベントの検討とあり、監査委員の「古民家の所有者に所有権を返すか事業自体を行うべきか見直す」という決算審査意見書の指摘内容と真逆ではないのか。」との発言も委員からあった。そして令和3年11月と令和4年2月にワークショップが開催された。そのワークショップには、愛知工業大学工学部建築学科の杉野教授が出席され、副市長は、延々と古民家推進を述べられた。

文化財とは、「文化的価値を広く認められたものの総称」と辞書に載っている。私の心情は、文化財にもならないどこにでもある廃屋を文化財と称して、私の愛する古戦場公園に市が強引にその廃屋の部材だけを持っていき、歴史民俗資料館を造るといふとんでもない状態を黙って見

過ぐすわけにはいかず、今回陳情に至った次第である。私は長久手市郷土史研究会にも3年ほど在籍しており、たまたま持ち回りで自治会の会長もさせていただいた。孫は市内の小学校に通っている。議員には、切なる思いを市側に届けていただき、何とかこの問題を穏便に解決していただけるようにしていただきたい。私の気持ちとしては、白紙撤回としていただくように議会から強く申し述べていただきたいと思っている。

委員長 趣旨説明について質疑及び意見はあるか。

野村委員 陳情には「議会からの働きかけをお願い致します。」とあるが、具体的にどのような働きかけを想定しているのか。

陳情者 総務くらし建設委員会が陳情趣旨をくみ取り、どのような動きをするのか見守りながら次の行動に出たい。

大島委員 陳情には「社会教育委員会でも複数の委員から再三にわたって疑義が上がっていますが、その都度曖昧な答弁に終始しています。」とあるが、具体的にどのような疑義があったのか。

陳情者 具体的なことは思い出せないが、私ともう一人の公募の社会教育委員は、これまで何回か古民家について社会教育委員会で意見したが、事務局は、終始あいまいな答弁だったと記憶している。事務局側からは、古民家の関連予算を粛々と執行したいとの答弁であり、はらわたが煮えくりかえる思いだった。もう一人の公募委員は、令和4年4月の社会教育委員会は欠席だった。このような状況もあり、意欲がなくなったのではないかと推察している。

石じま委員 陳情には「市の迷走や変更・延期で足掛け10年に及ぶ問題であるから当然と考えます。」とあるが、古民家の元々の持ち主は、市側の不手際にはなんら関係のない善意の第三者だと理解している。その方の固定資産税の課税状況を公開するのは踏み込み過ぎだと思うが、どのように考えているか。

陳情者 そもそも持ち主が善意の第三者であったのかという疑念から始まっている。ただの廃屋を文化財と称して推し進めたのか、市が持ち主に依頼したのかは、情報が公開されていないのでわからない。この不明確な状態を続けておいて、持ち主の個人情報に付度して公開しないことは片手落ちである。私が入手した土地使用貸借契約書には、「この土地に対する第三者への譲渡、またはこの土地に関する租税公課は乙の負担とする」と書いてあるので、市は固定資産税を徴収しつつけていると理解している。市の迷走で持ち主に迷惑をかけているので、固定資産税は免除されるべきと考える。

大島委員 土地の固定資産税は免除されている。家屋は市に寄附されており、既に市の所有物であるため課税されていない。

陳情者 私が持っている契約書が間違っているのか。

委員長 趣旨説明者は委員へ質疑を行うことはできない。

委員長 この際、暫時休憩。

＜午前 9 時 53 分休憩＞

＜午前 10 時 00 分再開＞

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

石じま委員 この古民家は、市から歴史的価値のある建物を後世にまで残して活用したいと申し出て現在に至ると認識している。持ち主は、あくまでも善意の第三者だと理解している。固定資産税の課税状況は大変機微なものであり、公表することに対して私は賛成しがたいが、どう考えているか。

陳情者 日進市にある「旧市川家住宅」は、平成 24 年に寄附を受け、平成 25 年に国登録有形文化財に登録された。それから約 1 億円かけて整備され、平成 27 年に一般公開されている。日進市のスピーディーな対応、文化財に対する取り組みは、すばらしいものだと思う。それと比較すると本市の迷走と、いいかげんな姿勢は歴然である。近隣には、ほかに尾張旭市の「どうだん亭」、瀬戸市の「里山サテライト」もある。議員のみなさんにも文化財を含め、現場に足を運び、自身の目で確かめてもらいたい。

委員長 特に質疑がないようなので趣旨説明を終了する。

委員長 ■■■■■氏から、平成 25 年に始まる「古民家移築問題」に関する陳情が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

石じま委員 「本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝える。」がよいと考える。

大島委員 「本市の当該関係機関に善処方を求める。」がよい。陳情者は、ホームページや会議録を調べたうえで陳情してきている。議会のような調査権もない中で、この陳情事項は市民の率直な意見であると考えている。

なかじま委員 陳情事項のうち、1、2については、市からこの古民家がほしいと申し出たと議会は聞いている。この情報は市のホームページには掲載されていない。令和 4 年 7 月 4 日に市から「令和 4 年度一般会計予算に対する附帯決議」に対する対応の説明を受けているが、そのこと自体も特に公開されていない。そのため、市民からは止まっているように見えても仕方がない。大島委員の発言のとおり、善処方を求めたいと考えるが、陳情事項 3 の固定資産税の課税額は、個人情報となるので、たとえ議会が善処方を求めたとしても、市が公開することはない。議会から求めることが何ら効果のあるものでないので、陳情事項 3 を除き、陳情事項 1、2 について、善処方を求めるのはいかがか。

委員長 陳情事項 1、2 のみ当該関係機関に善処方を求めることについて、異議はあるか。

＜異議なし＞

委員長 陳情第2号は、陳情事項1、2のみ当該関係機関に善処方を求めることとする。

委員長 この際、暫時休憩。

＜午前10時15分休憩＞

＜午前10時20分再開＞

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

市長 あいさつ

### 議案第45号 長久手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

人事課長 議案第45号について説明

大島委員 会計年度任用職員は、年度ごとの雇用となるが、具体的にどのようなのか。

人事課長 雇用関係にあるかどうかを判断する基準日が、養育する子が1歳6か月に達する日から8週間と6か月後に短縮されたため、これまでの基準では育児休業を取得できなかった会計年度任用職員が取得できるようになる。実際には、契約期間や各課の仕事内容について聞き取りを行い具体的に対象になるか判断していくことになる。

なかじま委員 会計年度任用職員で育児休業を取得できる対象者は何人か。また会計年度任用職員が育児休業を取得したときの補完はどのように考えているか。

人事課長 現在、会計年度任用職員を約700人雇用している。そのうち、1週間の勤務日数が3日以上または1年間の勤務日数が121日以上で会計年度任用職員約500人が対象となる。育児休業中は無給となるため、育児休業を取得した会計年度任用職員に支払う予定だった予算で新しい職員を雇用し、補完することが可能である。なお、育児休業を取得した職員は、雇用保険から少なくとも給与の2分の1の手当金が支給されることになっている。

ささせ委員 会計年度任用職員の雇用は、各課で計画的に進めているのか。

人事課長 各課で雇用しているが、社会保険などの手続きは人事課でまとめて行うので全体の人数は人事課で把握している。予算の範囲内で雇用することになるので、財政課と人事課で担当課から聞き取りを行いながら予算を措置している。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 46 号 長久手市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について**

行政課長 議案第 46 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 47 号 長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について**

行政課長 議案第 47 号について説明

大島委員 ビラの作成と自動車の使用及びポスターの作成に関するものが、それぞれ別の条例となっているのはなぜか。

課長補佐 条例が制定された平成 26 年当時、自動車の使用やポスターの作成の公営は、議員及び長が対象とされていたが、ビラの作成の公営については、長のみが対象とされていたことから、別の条例として制定した。

大島委員 作成単価が引き上げられた経緯はどのようなか。

行政課長 物価変動と消費税増税によるものである。

大島委員 今後の影響は、「公費負担の増額が見込まれます」とのことだが、令和 5 年度予算にはどれぐらい増額した額で計上されるのか。

行政課長 引き上げられた単価を見込んだ額での予算計上を予定している。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 48 号 長久手市ふるさと応援基金の設置及び管理に関する条例の制定について**

- 財政課長 議案第 48 号について説明
- 大島委員 資金を積み立てるための基金なのか。
- 財政課長 寄附を受けたお金を翌年度以降の事業費として支出する場合に、事業費として年度を繰り越すために基金を設置した。
- 大島委員 令和 5 年度一般会計予算には、いつまでの寄附金が計上されるのか。
- 財政課長 基金に積み立てた寄附金は翌年度に使うことを想定しているが、例えば想定よりも寄附が多ければ、複数年度に渡って寄附金を活かした事業を実施していくことも可能としたい。
- 大島委員 「ふるさと応援基金」という名称が「ふるさと納税」と誤解されやすく名称がわかりにくいと感じる。名称を今から変えられないのか。
- 財政課長 返礼品を目的としたふるさと納税は、この基金への積み立て対象としていない。ガバメントクラウドファンディングは、特定の事業に対して寄附をいただけるものである。市では、ふるさと応援活動支援事業補助金の交付要綱を策定している。ふるさとを応援したいという方からの寄附や、市の特定の事業を応援したいという方の寄附を積み立てることから、基金に「ふるさと応援」という名称を付けた。返礼品を目的としたふるさと納税を利用する方にこの基金は関係がないものと考えている。
- 大島委員 ホームページなどで、ふるさと納税とは違う制度であるという案内をしていただきたいと思うが、いかがか。
- 財政課長 そのように対応する。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 49 号 長久手市ラブホテル等建築規制条例の一部を改正する条例について**

都市計画課長 議案第 49 号について説明

野村委員 なぜこのタイミングで条例を改正するのか。

都市計画課長 ジブリパーク開園の報道があり、ホテル建築についての問合せが増えてきた。ホテル等建築審議会は、規則で申請があったときに初めて委員を任命できることになっていたもので、あらかじめ任命できるように規則改正した。その後開催したホテル等建築審議会において、都市公園法には都市公園内に便益施設を造れるという規定もあるので、条例を見直したらどうかという意見が出た。近隣の名古屋市や豊田市では都市公園で民間の活力を生かした事例もあるため、このタイミングで改正することにした。

野村委員 ホテルが建つ計画を想定した改正なのか。

都市計画課長 想定していない。

野村委員 市内で対象となる都市公園はどこか。

都市計画課長 杣ヶ池公園、愛・地球博記念公園、横道公園、大久手公園などである。都市公園内でも用途地域の制限で建設できない場所や敷地の小さい街区公園のような場所での建設は難しいと考える。

野村委員 市内にあり規則で定める公共の敷地は同意申請が不要とのことだが、香流苑の跡地や福祉の家の敷地内にも建設できるようになるのか。

都市計画課長 新たに対象となるのは都市公園を予定している。

野村委員 市長の同意を得なくてもよいと規定されているのはなぜか。

課長補佐 同意申請については、申請により図面等で施設の構造を確認することでラブホテルかどうか判断するために必要であるが、そもそも公共の敷地内であれば、建物がラブホテルに転用されることがないので、同意申請がなくても問題ないと考えている。

野村委員 愛・地球博記念公園内にホテルができた際に市のメリットはあるのか。

都市計画課長 来場者が市内でお金を使うことが想定される。

山田(か)委員 愛・地球博記念公園内に建設されると、固定資産税が入ってくるのか。

都市計画課長 県の施設に固定資産税を課税できるかわからない。

山田(か)委員 県の施設内に建設するために条例改正が必要なのか。

課長補佐 県の施設内であっても、条例は適用される。

山田(か)委員 県の施設内であっても、その建物が条例に適合していなければ、市は許可を出さないのか。

都市計画課長 そのとおりである。

山田(か)委員 市長の同意は不要とのことだが、市街化調整区域や用途地域等の規制で建てられないことはあるか。

都市計画課長 条例とは別に、各種関係法令の規制は受ける。

なかじま委員 公共の敷地であればホテル等建築審議会を開かなくてもよいのか。

課長補佐 同意申請が不要のため、開く必要がない。

なかじま委員 公共の敷地に建設したい場合、市の窓口はどこになるか。

建築係長 まずは施設管理者が窓口になると考えられる。

なかじま委員 どのような手続きが必要となるか。

課長補佐 公共の敷地に建設しようとする場合は、市街化調整区域であれば、都市計画法に基づいて県の許可が必要となる。確認申請は民間の確認審査機関に申請され、市を経由せずに申請・審査される場合がある。

大島委員 事実上、市内の都市公園で建設できそうな場所は愛・地球博記念公園のみであると考え。この条例改正は、愛・地球博記念公園内にホテルを建設してもよいという市の意思表示と認識してよいのか。

都市計画課長 ホテル等建築審議会において、都市公園法には都市公園内に便益施設を造れるという規定もあるので、条例を見直したらどうかという意見が出たため、このタイミングで改正することにした。

大島委員 具体的にどのような宿泊施設が建てられるのか。

都市計画課長 例えば、バンガローや合宿所のようなものなどが建築可能になると想定している。

大島委員 香流苑の跡地と福祉の家にホテルが建築可能になるのか。

課長補佐 香流苑の跡地は、市街化区域で準工業地域である。都市公園内ではないため、同意申請が必要になり、条例の基準に適合すればホテルの建築は可能である。福祉の家は、市街化調整区域内であり、現在の建物がホテルの用途で建てられたわけではないので都市計画法の許可が必要になると考える。

大島委員 香流苑の跡地には、条例改正がなくても建築可能なのか。

都市計画課長 条例の構造基準に適合した建物であれば建築可能である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

## 議案第 50 号 財産の処分について

安心安全課長 議案第 50 号について説明

大島委員 売却後はどのように利用されていくのか。

安心安全課長 落札候補者から提出された利用計画書には、介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の事務所として、令和5年3月から建物を使用する予定と記載されている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

### 委員派遣について

委員長 令和4年10月24日、25日の2日間で所管事務調査を実施する。10月24日午後1時30分から千葉県いすみ市役所において「公民連携による学校給食需要に着目した産地づくりについて」、10月25日午前10時から東京都足立区役所において「パートナーシップ・ファミリーシップ制度について」を調査事項とし、全委員参加とする。本件について、以上のとおり委員派遣とすることに異議はあるか。

＜異議なし＞

委員長 異議なしと認める。ついては、所管事務調査のため10月24日、25日の両日、千葉県いすみ市及び東京都足立区へ全委員を派遣することとし、議長へ派遣承認要求書を提出する。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前11時35分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和4年9月5日

総務くらし建設委員会委員長 山田けんたろう